東京医療保健大学教職課程委員会規程

（設　置）

第１条　東京医療保健大学（以下「本学」という。）における教職課程の適切な維持及び教職課程を履修する学生に対する適切な指導を推進するため、本学に、東京医療保健大学教職課程委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（構　成）

第２条　委員会は、次の者をもって構成する。

(1) 大学経営会議で任命する教職専任教員

(2) 大学経営会議室長

(3) 事務局長

(4) 教務部長

２　委員長が認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

３　委員会には委員長をおく。委員長は大学経営会議にて任命する。

４　前条第１号の委員の任期は２年とする。

（審議事項）

第３条　委員会は、次の事項について審議立案する。

(1) 教職課程の制度に関すること。

(2) 教職課程の企画及び運営に関すること。

(3) 教育実習の企画及び運営に関すること。

(4) 教育実習の指導計画及び単位認定方法に関すること。

(5) その他教職課程及び教育実習に関すること。

（専門委員会の設置）

第４条　委員会に、必要に応じて専門委員会を設置することができる。

（事　務）

第５条　委員会に関する事務は、教務部で行う。

附　則　この規程は、平成３０年４月１日より施行する。

附　則　この規程は、令和５年３月８日より施行する。